

一般財団法人 交詢社 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人交詢社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、知識を交換し世務を諮詢し、かつ公益に関する事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、公開講座等の実施に関する事業
- (2) 機関誌等の発行に関する事業
- (3) 各種文化事業の実施ならびに援助に関する事業
- (4) 施設の管理運営及び貸付に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都内において行うものとする。

第 3 章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の二種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理及び運用し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の決議を経て、評議員会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第10条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員10人以上15人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員の互選により、評議員長1人を定め、また必要に応じ評議員副長1人を定めることができる。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選出された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支弁を受けることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分または除外の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 18 条第 4 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として、11 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があった場合は、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意がある場合には、召集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は評議員長がこれに当たる。評議員長に事故あるときは、評議員副長がこれに当たる。評議員長、評議員副長ともに事故あるときは、出席評議員の互選により議長を選ぶ。

(定足数)

第 20 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (5) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議決を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案の決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、これに記名押印しなければならない。

第 6 章 役員

(役員の定数)

第 23 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8 人以上 12 人以内
- (2) 監事 2 人以上 3 人以内

2 理事のうち 1 人を理事長、2 人以内を副理事長、2 人以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、常務理事は理事長、副理事長を補佐する。

3 理事長及び常務理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その事実を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(役員の報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、理事長及び常勤の理事に対しては、評議員会において決議した報酬等の額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事は、その職務を行うために要する費用の支弁を受けることができる。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第 31 条 この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 短期借入金

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) その他理事に委任することができないものとして法令又はこの定款で定められたもの

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長又は常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長又は常務理事が理事会の議長を務める。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名捺印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第 40 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の不配分)

第 41 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 社員

(社員)

第 43 条 この法人の趣旨に協賛するものは、理事会の決議を経て、交詢社員(以下「社員」と称する)になることができる。

- 2 社員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める社員に関する規定による。

第 11 章 委員会

(委員会)

第 44 条 この法人に、任意の機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める委員会規定による。

第 12 章 顧問

(顧問)

第 45 条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事、監事及び評議員として、この法人に功労のあった社員あるいは今後において顧問であることが相応しい社員の中から選任するものとし、その選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、当社の重要事項について、理事長の諮問を受け参考意見を述べる。
- 4 顧問は、無報酬とする。但し、評議員会の決議を経て、報酬等を支給することができる。
- 5 顧問は、その職務を行うために要する費用の支弁を受けることができる。
- 6 顧問に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 13 章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員の任免は、理事会の承認を得て理事長が行う。
- 4 職員は、有給とする。

5 その他、事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付書類及び帳簿等)

第 47 条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 許可、認可の書類
- (3) 登記に関する書類
- (4) 理事、監事及び評議員の名簿
- (5) 理事会及び評議員会の議事録
- (6) 財産目録
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 事業計画及び収支予算書等
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

第 14 章 補則

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、鳥居泰彦とし、最初の常務理事は、西村一宏とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

飯野毅一	清田 暁	小林 節	三枝 進	鹿内徳行	瀬戸雄三	茅野静逸
塚本清士郎	中野根二郎	中上川勇二	中村胤夫	西室泰三	福澤信雄	藤山覺一郎
増田祐孝						

別表 基本財産

- 1 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産
定期預金 100,000,000 円

(平成29年11月22日 一部改訂)